

野菜生産法人の設立とその存立要因 －鹿児島県大崎町を事例に－

Factors Influencing the Founding and Viability of Vegetable Production Companies
in Osaki Town, Kagoshima Prefecture

岡田 登¹

OKADA Noboru

要旨

本研究では鹿児島県大崎町の小規模野菜産地を事例として、農家が設立した野菜生産法人がどのように経営規模を拡大し、取引先を変化させることで、供給量を調整しているのかを明らかにした。野菜生産法人は農家との関係性を高めて農地を確保しているが、労働力の確保の面では農家との関係性を低下させている。また、供給量調整の面では野菜生産法人は経営規模を拡大して契約取引量を増加させているが、産地内に野菜生産農家および集出荷組織が少ないため、加工業者との契約取引量の割合を増加させることで供給量を調整している。一方、野菜産地では既存の集出荷組織への出荷形態からの離脱は進行しているものの、農協は農業法人と農業法人化を目指す農家に対して、生産技術研修や購買事業、販売事業等の支援を強化しており、野菜生産法人も農協の支援を受けている。すなわち、大崎町のような小規模野菜産地では野菜生産法人は加工業者との契約取引を活用して供給量を調整し、農協の支援を受けることによって存立している。

キーワード：野菜生産法人，農業法人化，契約取引，供給量調整，鹿児島県大崎町

I はじめに

1. 研究目的

日本では1961年の農業基本法下において農業産出額は増加を続け、生産農業所得統計によれば1984年には11兆7千億円に達している。しかし、農家の高齢化や離農が進行したことで、翌年から農業産出額は減少に転じ、2016年では9兆2千億円まで下落している。このように農業生産基盤が弱体化するなかで、1999年に食料・農業・農村基本法が制定されると、農業経営の法人化が施策に示され、2023年までに50,000法人に増加させることが目標にされた。2015

1 鹿児島県立短期大学

年には27,101法人まで達しており、このうち単一品目を主体とした経営体が78.0%である²。西ほか(2018)は、農業法人の経営規模拡大傾向は経営品目により異なっていると指摘している。2015年では耕種農業のうち野菜生産で農業法人の販売金額が高く、大規模化が進行している(表1)。

これは野菜流通の変化と関係している。1980年代中頃から卸売市場において商物分離が進行したことで³、産地内の農家や出荷組織は産地外の各種業者と野菜を直接取引し、供給量調整を担うようになった(坂爪1999)。この結果、産地外では仲卸業者や商社、小売店、加工業者が産地との契約取引に移行してきた(木村2000;高橋2001;小野沢2004;藤島2015)。一方、産地内では野菜の販売先と販売価格が安定したことで、農業法人化によって生産の規模拡大が図られた(甲斐2013)。

このような農業法人は設立主体により主に農外企業と集落営農組織、農家に分類できる(小田ほか2013)。農外企業に関しては、2000年以降の農地法改正により農地所有と農業参入が認められたことで農業法人化が進行している(石田2011;大野・納口2013;齋藤・清野2013)。このうち飲食店や加工業者は需要量の確保と品質管理の向上を目的に農業法人を設立している(齋藤2009)。このため農外企業が設立した農業法人の研究では、経営内容や農産物流通を分析することよりも、地域的な影響の解明に焦点が当てられている(多田ほか2011;徳田2011;磯田・西2014;新開2014;後藤2015, 2016;室屋2015)。

集落営農組織や農家に関しては、2007年の担い手経営安定新法下で農業法人化が進められて

表1 日本における法人経営体の農産物販売金額

単一経営品目	～1千万円 未満	～2千万円 未満	～3千万円 未満	～5千万円 未満	～1億円 未満	～3億円 未満	～5億円 未満	5億円以上	合計
稲作	1,540	832	540	460	263	64	8	5	3,712
	41.5	22.4	14.6	12.4	7.1	1.7	0.2	0.1	100.0
麦類作	114	9	2	5	1	3			134
	85.1	6.7	1.5	3.7	0.8	2.2			100.0
雑穀・いも類・ 豆類	383	52	28	26	20	12	1	-	522
	73.4	10.0	5.3	5.0	3.8	2.3	0.2		100.0
工芸農作物	188	61	45	81	76	60	8	6	525
	35.8	11.6	8.6	15.4	14.5	11.4	1.5	1.2	100.0
野菜類	724	311	183	259	348	263	55	64	2,207
	32.8	14.1	8.3	11.7	15.8	11.9	2.5	2.9	100.0
果樹類	446	173	96	82	70	24	9	17	917
	48.6	18.9	10.5	8.9	7.6	2.6	1.0	1.9	100.0
花き・花木	290	113	91	168	252	151	30	18	1,113
	26.1	10.1	8.2	15.1	22.6	13.6	2.7	1.6	100.0

注) 販売目的で農業生産を行う農業法人経営が対象 上段: 法人経営体数 下段: 合計に対する割合%

(2015年農林業センサスにより作成)

- 農林業センサスによれば、単一経営体とは主位品目の販売金額が8割以上の経営体のことで、準単一経営体とはそれが6割以上8割未満のことである。2015年の全農業経営体は1,377,266であり、このうち単一経営体は990,465で、準単一複合経営体は193,074である。単一経営体と準単一経営体を合計すると全農業経営体の85.9%を占めている。一方、2005年の全法人経営体は19,136であったが、2015年には27,101まで増加しており、このうち単一経営体は17,310で、準単一経営体は3,833である。単一経営体と準単一経営体を合計すると全法人経営体の78.0%を占めている。
- 細川(1993)によれば、卸売業者が事前に入荷情報を大型小売店に伝えて物品到着前に取引を成立させ、物品を直接店舗に納入することで、卸売市場流通と卸売市場外流通の区別が希薄化している。

いる。集落営農組織が設立した農業法人の研究では、兼業農家や土地持ち非農家がいかに協力体制を構築して地域農業を維持しているのかに注目している（五條 1997；菅原・根津 2008；市川 2011；小柴 2013；清水 2013）。一方、農家が設立した農業法人の研究では、農業法人が取引先と対等に契約してマーケティングチャネルを確保しており、供給量を調整していることが明らかになっている（納口 2001）。また、長尾（2005）は、北海道を事例に農業法人化の展開を分析しており、ほとんどの農業法人は農家経営から発展したものであることを示している。これはアメリカの大規模野菜産地でも共通しており、ここでも農家が法人化して供給量を調整している（徳田 2012）。すなわち、産地内でどのように供給量が調整されているのかを分析するためには、農家が設立した農業法人に注目する必要があるといえる。

農家が設立した農業法人に関して地理学の分野では、大竹（2008）と田林・菊地（2016）が、米産地を対象に産地内の農家との関係性から地域農業を維持することに主眼をおいて検討している。また、松尾（2011）は、生シイタケ産地を対象として、農家の企業化の背景と流通の変化を明らかにしている。野菜産地の研究では、岡田（2018）は、離島地域を事例に農業法人化による取引先の変化とその要因を明らかにしている。しかし、これらの研究では農業法人がどのように農産物の供給量を調整しているのか、産地との関係性から十分に検討されていない。これに対して岡田（2017）は、野菜産地において農家が設立した農業法人がどのように産地内の農家や集出荷組織と関わりながら供給量調整を実現しているのかを分析している。これによれば、野菜生産法人は加工業者や飲食店に規格外品を出荷し、集出荷組織や卸売市場との取引で出荷量の過不足を調整している。一方で、大規模経営の野菜生産法人の場合には、契約取引先が供給量調整を担っている。しかし、この研究では野菜生産農家が多い産地を対象としているが、実際には小規模産地においても農業法人が存在している（岡田 2016）。

1970年代以降の生鮮野菜では、大規模産地がローカルスケールで機能していた中小規模産地から出荷先を奪い、中小規模産地が衰退する動きを示している（荒木 2006）。これに対して、小規模野菜産地における農業法人の設立と存立要因を捉えることは、産地存続の解決策につながると考えられる。そこで、本研究では野菜生産を行なっている農業法人を野菜生産法人とし、小規模野菜産地において農家が設立した野菜生産法人がどのように経営規模を拡大し、取引先を変化させることで、供給量を調整しているのかを明らかにすることを目的とする。

2. 研究対象地域の選定と研究方法

本研究の目的を達成するために、野菜生産法人が多く、野菜生産農家が少ない産地を選定する。2015年の農業センサスによれば、鹿児島県では278法人が野菜を作付けしており、都道府県別で4位であり、その作付面積も2,616haと北海道に続いて2位である。また、その作付面積は県内の全野菜作付面積の33.5%であり、全国でも1位の割合である。2016年では鹿児島県内に166法人が野菜生産を主体としている（図1）。このうち大崎町には14法人が存在しており、県内の43市町村で4位であるにも関わらず、野菜作付経営体率は15.3%と県内平均の21.8%と比較しても低く、県内本土でも下位である。本研究を進める上では、鹿児島県大崎町が適切な

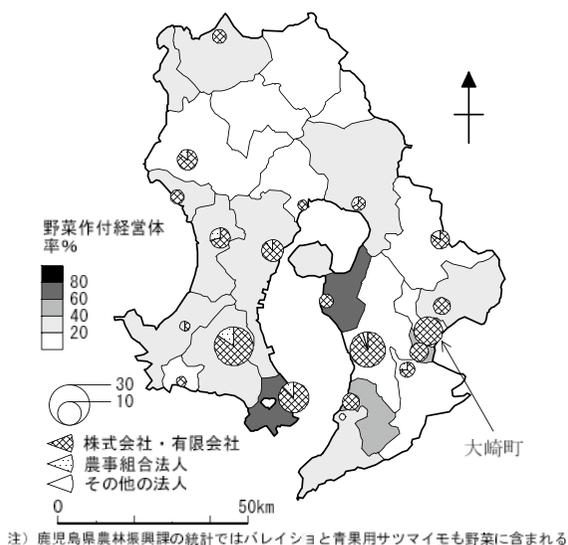


図1 鹿児島県本土における市町村別の野菜生産法人数および野菜作付経営体率

(2016年鹿児島県農林振興課資料および2015年農林業センサスにより作成)

事例であることから、ここを研究対象地域に選定する。

また、本研究で扱うデータは、関係機関の統計資料と筆者による2018年6月から10月の大崎町役場農業委員会事務局と同農林振興課、そお鹿児島農業協同組合、野菜生産法人への聞き取り調査を基にしている。

II 野菜生産への転換と既存の出荷形態

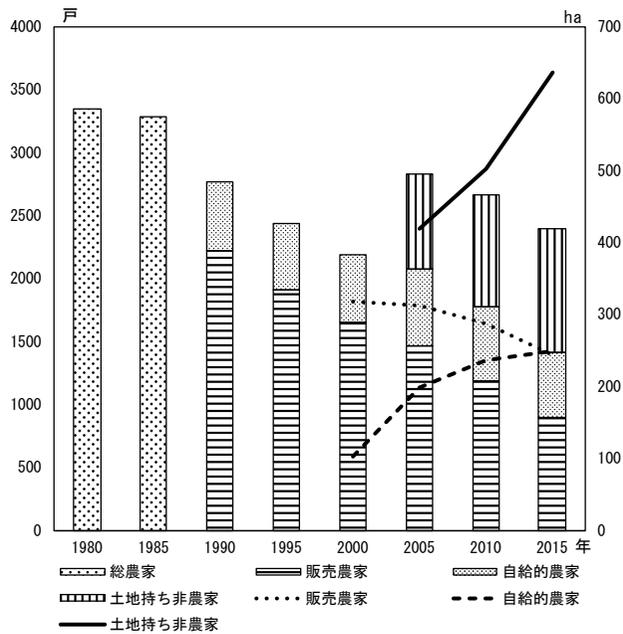
1. 農地の集約化と野菜生産への転換

大崎町は大隅半島の東部に位置しており、2015年の国勢調査によれば人口は13,241人である(図2)。町内は台地部と低地部に分かれており、畑地は主に台地部に存在している。2015年の耕地及び作付面積統計によれば、全耕地面積4,090haのうち畑地が3,110haと76%を占めている。台地の大部分は火山灰土壌で保水性に乏しく、農産物は干害を受けやすいため、サツマイモ生産と畜産が行なわれていた(大崎町史編集委員会1975)。このような生産条件下であるため、農家数は減少を続けていた(図3)。しかし、大崎町では1988年から2014年までに国営または県営の畑地かんがい事業が実施され、用水が鹿屋市内のダムからパイプラインで約1,800haの農地に送られた。これにより2000年頃から大規模経営を目指している農家が規模縮小に転じている農家から畑地を借り入れ、経営規模を拡大させた(図4)。この結果、2015年には大崎町における畑地の経営耕地面積は1,919haとなり、このうち借入耕地面積が1,220haまで増加して63.6%を占めている。また、大崎町では2000年頃まで米とイモ類作付面積が多いが、これ以降は野菜類作付面積が増加している(図5)。すなわち、大崎町では畑地かんがい事業を契機として、2000



図2 大崎町における畑地かんがい区域

(大崎町役場資料により作成)



注) 1990以降は総農家を販売農家と自給的に分けて表示, 2005年以降は土地持ち非農家も表示

図3 大崎町における農家数および貸付耕地面積の推移

(農林業センサスにより作成)

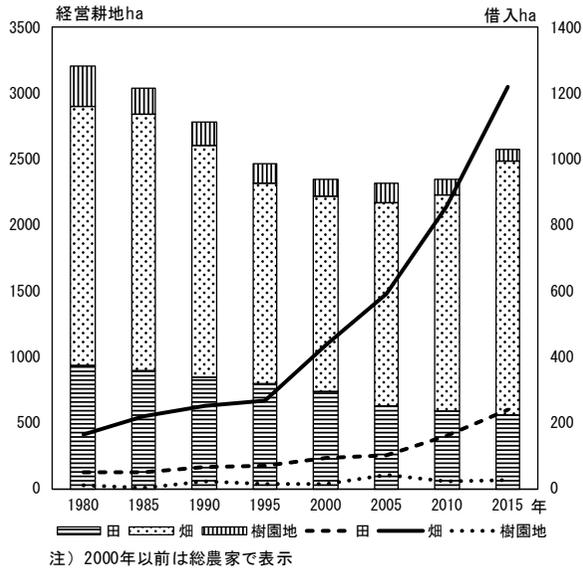


図4 大崎町における農業経営体の経営耕地面積および借入耕地面積
(農林業センサスにより作成)

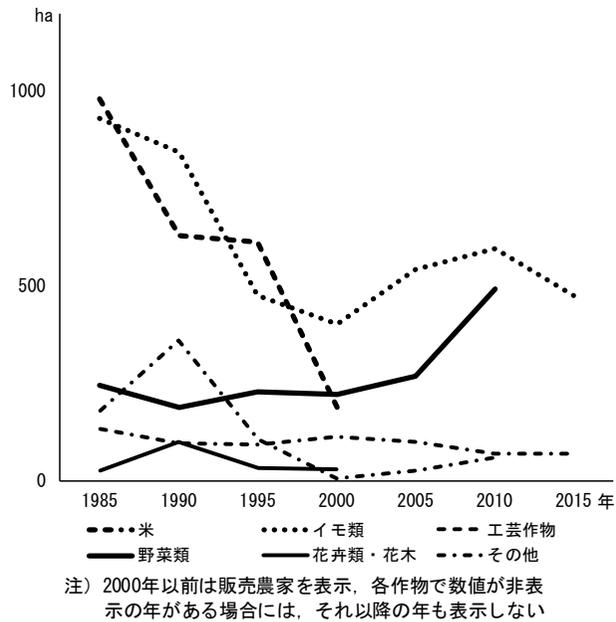


図5 大崎町における作物の作付面積の推移
(農林業センサスにより作成)

年以降に農家が経営規模を拡大させて野菜生産へと転換してきた。

つぎに、大崎町の畑地かんがい区域における2017年7月と2018年1月の品目別の作付け状況をみる(表2)。サツマイモは7月、野菜類は1月、および飼料用作物は7月と1月に400ha以上作付けされている。このように従来からのサツマイモ生産と畜産に加え、温暖な気候条件を活かして冬期を中心に野菜生産が行なわれている。また、1月にはダイコンが約200haとキャベツが約100ha、ゴボウが約80ha作付けされており、これらが野菜生産の主要品目となっている。

2. 農協による共同販売組織の役割

1993年に旧曾於郡の7つの農協が合併して、そお鹿児島農協が設立された。この農協は曾於市と大崎町の全域、鹿屋市と志布志市の一部を管轄範囲としている。農協における2017年度の農産物販売額は308億925万円である。このうち畜産が228億2086万円と74.1%、耕種農業が79億8838万円と25.9%を占めている。耕種農業では野菜類とイモ類の販売額の合計が55億7205万円と69.8%を占めており、ほとんどの野菜品目が農協の管轄範囲で共同販売されている⁴。すなわち、農協管内では畜産が主力であり、耕種農業の販売額は決して高くはないが、耕種農

表2 大崎町の畑かん区における作付け状況(2017年度)

作付品目		7月	1月
野菜類	ダイコン	0.00	202.51
	キャベツ	2.92	134.09
	ゴボウ	31.33	79.93
	カボチャ	6.04	5.71
	ネギ	11.37	10.81
	ニンジン	0.00	7.38
	サトイモ	6.42	1.71
	ショウガ	6.38	1.34
	その他の野菜	19.98	56.10
	合計	84.43	499.60
	イモ類	472.00	2.77
	雑穀・豆類	0.33	0.11
	工芸作物(茶)	96.94	97.26
	花卉類・花木	118.03	115.97
	飼料用作物	440.62	461.00
	その他の作物	0.00	19.46
	休閑地	478.19	483.79
	合計	1,690.54	1,679.96

注) 単位: ha

2017年度に大崎町役場農業委員会事務局が畑かん区で作付調査を実施した結果に基づいており、各月で2週間程度の現地調査が実施されている

(大崎町役場農業委員会事務局資料により作成)

4 そお鹿児島農協はピーマンだけ大崎町と鹿屋市の一部で別に共同販売している。

業全体で野菜類の販売額は高い割合を占めている。

さらに、2017年度の農協大崎支所管内における耕種農業の販売額は14億4973万円であり、野菜類の販売額は7億2765万円と50.2%を占めている(表3)。また、野菜類の全作付面積のうち214ha分が農協に出荷されている。とくにダイコンとゴボウが農協へ多く出荷されており、農協の集出荷機能が町内の野菜生産において重要な役割を担っている。

Ⅲ 野菜生産法人の設立と経営規模の拡大

1. 野菜生産法人の経営内容

大崎町では2018年5月時点で25法人が自作地または借地を利用し、平均13.61haで農業経営している(表4)。このうち野菜生産法人は14法人であるが、その他にも畜産を主体としている法人が4法人とサツマイモで2法人、その他の品目で5法人が存在している。野菜生産法人の14法人のうち法人番号1から12までの12法人は2000年頃から認定農業者となり、農地所有適格法人として農地の所有権も取得してきた⁵。この12法人のうち法人番号2, 6, 11, 12は農業以外の他産業から参入している。また、法人番号5は町外に本社を置き、大崎町に支社を設立している。このため大崎町において農家が設立した野菜生産法人は法人番号1, 3, 4, 7, 8, 9,

表3 大崎町における農産物の共同販売量(2017年度)

	品目	作付(栽培) 面積: ha	販売量	単位	販売金額: 千円
野菜類	ダイコン	118.60	5,067.30	t	305,958
	キュウリ	2.20	409.50	t	108,892
	ゴボウ	47.00	684.30	t	107,110
	ナス	1.13	136.50	t	47,641
	カボチャ	6.60	117.60	t	38,938
	キャベツ	23.30	442.70	t	30,508
	ピーマン	0.70	65.60	t	25,365
	ネギ	6.00	23.80	t	23,254
	エダマメ	4.70	28.80	t	11,826
	その他	4.01	98.30	t	28,160
	合計	214.24	7,074.40	t	727,652
	イモ類	111.80	2,139.60	t	111,834
	米・雑穀・豆類	623.00	31,392.20	袋	185,519
	工芸作物(茶)	45.00	268.10	t	206,387
	果樹	15.04	202.70	t	212,200
	花卉類・花木	0.30	275.00	ケース	6,144
	合計	1,009.38	41,352.00		1,449,736

(そお鹿兒島農業協同組合大崎支所資料により作成)

5 認定農業者制度とは、1993年に制定された農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定するものであり、認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置が講じられる。また、農地所有適格法人とは、農地法に基づき、農業経営を行なうために農地を取得できる農業法人のことであり、2016年4月1日の農地法の改正により要件の緩和がなされ、農業生産法人から名称変更された。

表 4 大崎町における農業法人の経営形態（2018年）

法人番号	認定農業者	認定年	農地所有 適格法人	他産業か ら参入	町外法人 の支社	経営耕地面積 (平均以上)	「にじの会」 会員	品目
1	○	1998	○			○		野菜・米
2	○	2000	○	○				野菜
3	○	2002	○			○	○	野菜
4	○	2002	○			○	○	野菜
5	○	2004	○		○	○	○	野菜
6	○	2005	○	○				野菜
7	○	2006	○					野菜
8	○	2009	○			○	○	野菜
9	○	2013	○			○		野菜
10	○	2015	○				○	野菜
11	○	2016	○	○		○		野菜
12	○	2017	○	○				野菜
13				○				野菜
14								野菜
15	○	1995	○					畜産
16	○	2005	○					畜産
17	○	2012						畜産
18	○	2016						畜産
19	○	2011	○	○				サツマイモ
20	○	2012	○				○	サツマイモ
21	○	2013	○			○		米
22	○	2015	○					茶
23			○	○				その他
24								その他
25								その他
平均経営耕地面積						13.61ha		

注) 農地台帳システムにおいて2018年5月時点で経営耕地のある法人が対象

(大崎町役場農業委員会事務局および農林振興課資料により作成)

10の7法人である。さらに、この7法人のうち法人番号1, 3, 4, 8, 9は農業法人の平均経営耕地面積の13.61ha以上を有している。すなわち、大崎町では町内の農家が野菜生産法人を多く設立している。

つぎに、法人番号1, 3, 4, 8を事例に経営内容を分析する(表5)。これら4法人の経営者は就農以前には他産業に従事しており、その後20歳代から30歳代の時に就農した。法人番号1, 3, 8の経営者は農業後継者であり、法人番号4の経営者は農業に参入してから野菜生産法人を設立した。4法人の経営者は40歳代から60歳代であり、農業経験年数も15年から40年と異なっている。しかし、4法人は2000年頃から法人化し、畑地かんがい事業に合わせて経営規模を拡大した。2017年度の経営耕地面積は50haから80haであり、このほとんどが借地である。また、作付面積は法人化後に急増し、2017年度には80haから128haに達している。これにはサツマイモや米の作付面積も含まれるが、4法人は野菜品目だけでも100haほど作付けしている。4法人は

表5 大崎町における野菜生産法人の経営形態 (2017年度)

法人番号	農業後継者	就農年	法人形態	法人化年	経営耕地面積(借地)	職員数	発展段階	作付面積合計	品目別作付面積							
									ダイコン	ゴボウ	キャベツ	パレイショ	小ネギ	サツマイモ	米	その他
1	○	1985	有	1997	80 (75)	常勤14人 技能実習生12人	就	8	3				3	1	1	1ha分
							法	7	3			3	1		150ha分	
							現	128	30	25	35	20	18		200ha分	
3	○	1977	有	2002	77 (74)	常勤17人 技能実習生9人	就	2				1		1		
							法	30	15		3	10		2		
							現	123.7	65	17	15	25		1.7		
4	×	1998	有	2002	60 (60)	常勤29人 技能実習生6人	就	0.3				0.3				
							法	1.5				1.5				
							現	80.5	70		3	7.1		0.4		
8	○	2002	株	2008	50 (42)	常勤6人 非常勤1人 技能実習生5人	就	0.8				0.8				
							法	18.6	10	2	2	4		0.6		
							現	100	50	15	35					

注) 株：株式会社 有：有限会社 面積：ha 就：就農当初 法：法人化時 現：2017年度

(聞き取り調査により作成)

就農当初に野菜よりもサツマイモを広く作付していたが、法人化後に野菜の作付品目と面積を拡大している。とくに4法人はダイコンとキャベツ、ゴボウの作付面積を拡大している。4法人は畑地かんがい区域内で野菜を広く作付けしており、大崎町の野菜生産の主力を担っている。

また、これらの4法人は経営面積を拡大するにに合わせて雇用労働力を増加させ、常勤と非常勤職員、外国人の技能実習生を合わせて12人から35人を雇用している。とくに法人番号1, 3, 8は労働力の半数以上を技能実習生に頼っている。次節では野菜生産法人がどのようにして農地を借り入れて、労働力を活用しているのかを検討する。

2. 農地の確保と労働力の活用方法

野菜生産法人の借入農地の所在地をみると、法人番号3と8は会社周辺から3km圏内に農地を借り入れており、借入農地の90%から100%が町内に存在している(表6)。一方、法人番号1と4の借入農地は会社から10kmから15km圏まで広がっており、自動車でも片道30分圏内を意識して農地を借り入れている。

また、4法人の農地の借入方法も異なっている。法人番号3と8は会社周辺の農家から農地の借入依頼を受けて経営規模を拡大している。一方、法人番号1は米苗を生産しているため、その販売先の農家から農地の借入依頼を受けている。また、法人番号1は周辺の農家からも焼酎用のサツマイモを買い取って産地仲買人に販売しているため、これらの農家からも農地の借入依頼を受けている。さらに、法人番号4は天候によるリスクを軽減させるために、農地を分散させて作付けしている。このため法人番号4は会社周辺以外のサツマイモ生産農家にも積極的に交渉し、冬場だけ農地を借り入れている。これは借地代の削減と夏場の農地管理の省力化に

表 6 大崎町における野菜生産法人の農地の借入方法 (2017 年度)

法人番号	借入農地の所在地	借入方法
1	会社から10km圏内、町内70%と町外30%	米苗販売先の農家またはサツマイモ買取農家から借入を依頼される
3	会社から3km圏内、町内100%	農業委員をしているため借入の依頼を受ける
4	会社から15km圏内、町内外に存在	サツマイモ生産者に依頼して冬場だけ借入
8	会社周辺90%、町外10%	周辺の農家から借入の依頼を受ける

(聞き取り調査により作成)

も繋がっている。すなわち、大崎町では農家が減少し、経営規模を縮小しているため、野菜生産法人が農地を借り入れている。

つぎに、野菜生産法人の従業員の構成と雇用方法をみる(表7)。4法人は常勤と非常勤職員をほとんどを町内または隣接市町から雇用しており、県内出身者が100%である。彼らの年齢は20歳代から60歳代であり、法人番号3と4は県立農業大学校の卒業者を雇用しているため、農業経験者が25%から50%を占めている。しかし、それ以外には法人番号1が農業経験者を20%雇用しているだけで、農業経験者は少ない。このため4法人は経営者の知人やその紹介、公共職業安定所を通じて農業未経験者を雇用している。さらに、4法人は県内の派遣会社を通じてベトナムやフィリピン、中国からの技能実習生を雇用し、職員の不足を補っている。

このように4法人は県内の農業未経験者や外国人の技能実習生を雇用しているため、組織体制の整備が必要である(図6)。4法人の経営者は生産管理と営業管理を行なっているが、この下に生産部門と経理部門を配置している。従来では既存の集出荷組織が会計管理業務を代行していたが、野菜生産法人は経理部門を組織内部に配置して、会計業務を担っている。しかし、野菜生産法人の組織体制では生産部門の人員配置に多少の差異がある。法人番号1, 3, 4は経営者または経営者代理の下に各品目の生産責任者を配置し、責任者の下で常勤と非常勤職員、技能実習生を管理している。一方、法人番号8は輸送会社を子会社として所有しており、経営者の下に生産部門と輸送部門の責任者を一人ずつ配置している。法人番号8は2008年に農業法人化すると、2013年からトレーラーとトラックを購入し、契約取引先に自社で農産物の輸送を開始した。さらに、この法人は2015年に輸送事業専門の子会社を設立すると、農閑期の夏季には他社からも輸送依頼を受けて雇用と経営を安定させている。

以上のことから、野菜生産法人は大崎町内または隣接市町からの農業未経験者や外国人の技能実習生を雇用しているが、組織体制を整備して指示系統を確立しているため、職員は農作業に従事できている。このため野菜生産法人は農家から農地を借り入れて経営規模を拡大するこ

表7 大崎町における野菜生産法人の従業員の構成と雇用方法 (2017年度)

法人番号	常勤・非常勤職員					外国人技能実習生		
	鹿児島県出身 町内および隣接市町	その他	県外 出身者	年齢 (歳代)	農業 経験者	雇用方法	国籍	雇用方法
1	100	0	0	20～60	20	経営者の知人または知人の紹介70%、公共職業安定所30%	フィリピン ベトナム	派遣会社
3	60	40	0	20～60	50	経営者の知人の紹介60%、農業大学校卒業者40%	フィリピン 中国	派遣会社
4	70	30	0	20～60	25	経営者の知人の紹介70%、農業大学校卒業者25%、公共職業安定所5%	ベトナム フィリピン	派遣会社
8	100	0	0	40～50	0	経営者の知人の紹介30%、公共職業安定所70%	フィリピン	派遣会社

注) 数字：%

(聞き取り調査により作成)

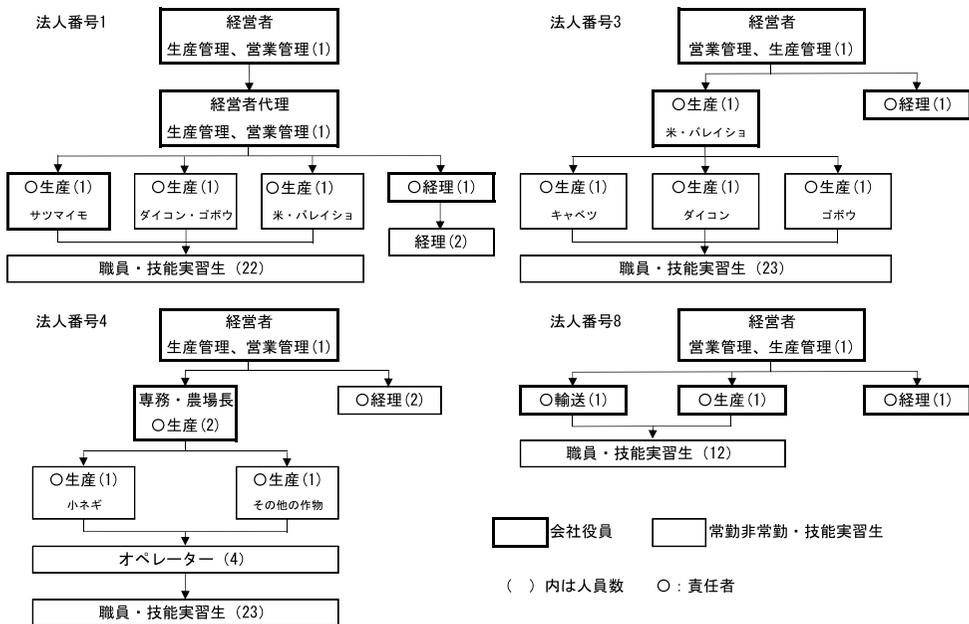


図6 大崎町における野菜生産法人の組織体制 (2017年度)

(聞き取り調査により作成)

とが可能である。

IV 野菜生産法人の存立要因

1. 野菜生産法人の取引先の変化

野菜生産法人の主要品目の取引先を分析する（表8）。まず、4法人の経営者が就農当初に生産していた品目と出荷先をみる。法人番号1は1985年には焼酎用のサツマイモを農協や産地仲買人と取引し、ダイコンを大崎町内の漬物会社と取引していた。法人番号3と8もそれぞれ1977年と2002年にサツマイモを産地仲買人と取引している。一方、法人番号4は1998年当初から小ネギを県内の小売店1社と契約取引を開始している。すなわち、就農当初の野菜生産法人の野菜作付面積は少なく、農産物を農協や産地仲買人を中心に取引していた。

つぎに、4法人の農業法人化時の主要品目の取引先をみる。法人番号1の生産品目とその作付面積、出荷先は就農当初から法人化時の1997年にかけて変化していない。法人番号3は2000年から農協の理事に就任しているため、法人化時の2002年には全ての品目を農協と取引している。一方、法人番号4は法人化時の2002年に小ネギの出荷量の90%を県内外の小売店7社と、同5%を加工業者と契約取引し、残りの5%を県外の卸売市場と取引している。法人番号8は法人化時の2008年にサツマイモを継続して産地仲買人と取引し、ダイコンとキャベツを県内外の卸売市場、ゴボウを農協と取引している。すなわち、野菜生産法人は農業法人化すると農協への野菜取引量を増加させるだけでなく、卸売市場や小売店、加工業者との取引も開始している。

さらに、2017年度における4法人の主要野菜品目の取引先をみる。法人番号1、4、8は県内外の複数の仲卸業者や商社、小売店、加工業者と野菜を契約取引している。法人番号1はバレイショの出荷量の100%、ダイコンおよびゴボウの同50%を加工業者と、ダイコンおよびゴボ

表8 大崎町における野菜生産法人の主要品目の取引先

取引先	就農年			法人化時				2017年度						
	ダイコン	小ネギ	サツマイモ	ダイコン	ゴボウ	キャベツ	小ネギ	サツマイモ	ダイコン	ゴボウ	キャベツ	バレイショ	小ネギ	サツマイモ
農協	共販		○50 △100	△100	◇100	△100		○50 △100						
	契約								△100 □2	△100 ◇25	△100			△100
産地仲買人	買付		○50 ◇100					○50 ◇100						○100
	委託			◇100		◇100			◇40	◇25				
卸売市場	買付								□21					
	契約								○50	○50				
仲卸業者	契約								□36	◇25				
小売店	契約		□100				□90		□16					□80
加工業者	契約		○100		○100		□5		○50 □25 ◇60	○50 ◇25	□100 ◇100	○100	□20	

注) 法人番号1: ○ 法人番号3: △ 法人番号4: □ 法人番号8: ◇ 数字: %

(聞き取り調査により作成)

ウの同50%を商社と契約取引している。法人番号4はキャベツの出荷量の100%、ダイコンの同25%、小ネギの同20%を加工業者と、ダイコンの同36%を仲卸業者と、小ネギの同80%およびダイコンの同16%を小売店と契約取引している。法人番号8はキャベツの出荷量の100%およびダイコンの同60%、ゴボウの同25%を加工業者と、ゴボウの同25%を仲卸業者と契約取引している。すなわち、法人番号1, 4, 8は各品目の全量を加工業者と契約取引するか、または各品目で加工業者との契約取引を必ず組み合わせている。

一方、法人番号3, 4, 8は農協や卸売市場と取引している。法人番号3は全ての品目を農協による共同販売から契約取引に変えている⁶。法人番号4はダイコンの出荷量の2%を農協と契約取引し、ダイコンの同21%を卸売市場と取引している。法人番号8はゴボウの出荷量の25%を農協と契約取引し、ダイコンの同40%、ゴボウの同25%を卸売市場と取引している。すなわち、法人番号3, 4, 8は各品目の全量または一部を農協と契約取引している。

以上のことから、大崎町の野菜生産法人は加工業者または農協を野菜の主要な取引先に行っているが、この理由について次節以降で検討する。

2. 加工業者との契約取引とその役割

まず、法人番号1, 4, 8が加工業者を主要な取引先に行っている理由を検討する(表9)。野菜生産法人は仲卸業者や商社、小売店、加工業者と作付け前に年間の出荷量と価格を決めてから契約取引している。しかし、野菜生産は天候の影響を受けるため、生産量が過剰になる場合や不足する場合もあり、ある程度の規格外品も生産される。これに対して、法人番号1と4は町内外の農家からダイコンやキャベツ、サツマイモを買い取ることで契約取引量を確保している。しかし、町内では農家数が減少しているため、法人番号1, 4, 8は主に自社で取引先と出荷量を調整し、野菜の生産過剰分と不足分に対応している。とくに小売店との契約取引では野菜生産法人は毎日の取引量を確実に守らなければならない。このため法人番号1, 4, 8は主に仲卸業者や商社、加工業者と契約取引している。さらに、法人番号1, 4, 8は野菜の規格外品を加工業者と契約取引している。すなわち、法人番号1, 4, 8は生産量の過剰分や不足分、規格外品の全てに対応するために加工業者を主要な契約取引先に行っている。

野菜の輸送方法も取引先により異なっている。野菜生産法人が農協と野菜を契約取引する場合には、農協が出荷所で野菜を集荷して輸送している。しかし、野菜生産法人が農協以外の取引先の場合には、自社で野菜を輸送する必要がある。このため法人番号1は町内外の輸送会社4社から、法人番号4も町外の輸送会社1社からトラックをチャーターして野菜を輸送している。一方で、法人番号8は子会社で輸送事業を手掛けているため、ここで野菜を輸送している。また、野菜の食料としての安全性を確保するために、法人番号1は契約取引先に定期的に圃場ごとの肥料と農薬の管理表を提出している。また、法人番号4は国際基準のG-GAPとイオンのグリーンアイを取得して、農産物の安全性を対外的に示しており、法人番号8は鹿児島県独自の農産

⁶ 農協の契約出荷とは、農協は生産者との間で農産物の単価をあらかじめ決める代わりに、生産者は農協に一定量の農産物を必ず出荷する契約のことである。

野菜生産法人の設立とその存立要因 — 鹿児島県大崎町を事例に —

表 9 大崎町における野菜生産法人の取引形態と品質管理（2017年度）

法人番号	契約外品の対策	規格外品の対策	生産不足分の対策	輸送方法	品質管理の特性
1	取引先と調整	加工業者	取引先と調整 大隅半島の約100戸の農家からサツマイモを350ha分買い取る	町内外の輸送会社4社に委託	取引先に肥料・農薬管理表提出
3	取引先と調整	農協が調整して飲食店へ	取引先と調整	農協による輸送	K-GAP取得、農協のICTシステムにより農地ごとに肥料・農薬管理
4	取引先と調整	加工業者	取引先と調整 町内の10戸の農家からダイコン30ha分とキャベツ3ha分を買い取る	鹿児島市内の輸送会社1社に委託 農協による輸送	G-GAP取得、イオングリーンアイ取得
8	取引先と調整	加工業者	取引先と調整	系列の輸送会社 農協による輸送	K-GAP取得

（聞き取り調査により作成）

物の安全性認証であるK-GAPを取得している⁷。このように野菜生産法人が自社で野菜の輸送手段の確保と品質管理を行なうことで、集出荷組織や卸売市場の業務を担っている。

3. 農協による野菜生産法人の活動支援

野菜生産法人は経営規模を拡大することで、仲卸業者や商社、小売店、加工業者との契約取引に移行する傾向にある。しかし、大崎町では法人番号3, 4, 8が農協と野菜を契約取引していることから、農協が集出荷機能を一定程度担っている。この理由として農協が運営する「にじの会」の役割があげられる⁸。農協管内では農家の高齢化によって共同販売額と購買額が減少しているため、農協は農業法人と農業法人化を目指す農家の支援を強化することを目的に、2010年に大規模経営体の集団部会として「にじの会」を設立した。「にじの会」の会員数は2010年度には14であったが、2017年度には37まで増加している（図7）。これに伴って「にじの会」の野菜類とイモ類の販売額も2011年度の合計5億3600万円から2017年度の10億7800万円に増加し、農協全体の販売額の約20%を占めている。大崎町内でも2018年度には「にじの会」の会員が6法人存在し、このうち5法人が野菜生産法人である（表4）。

7 GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組みのことである。このうちG-GAP（グローバルギャップ）とは国際基準の仕組みで世界120か国以上に普及しており、GFSI（Global Food Safety Initiative：世界食品安全イニシアチブ）によって承認されている認証規格である。日本GAP協会はJ-GAP（ジャパングャップ）とそれを国際規格に発展させたA-GAP（アジアギャップ）を認証している。K-GAPとは、農林水産省の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠しており、安心と安全に関する一定の基準に基づき審査・認証機関が認証する鹿児島県独自の認証制度である。また、イオングリーンアイとは、イオンが独自に定めた基準に基づき安心と安全を認めたものである。

8 「にじの会」の名称は、明るい未来の到来、環境と共生する農業、様々な農産物を生産する農業法人の集まり、生産者と実需を結ぶアーチを表わしている。

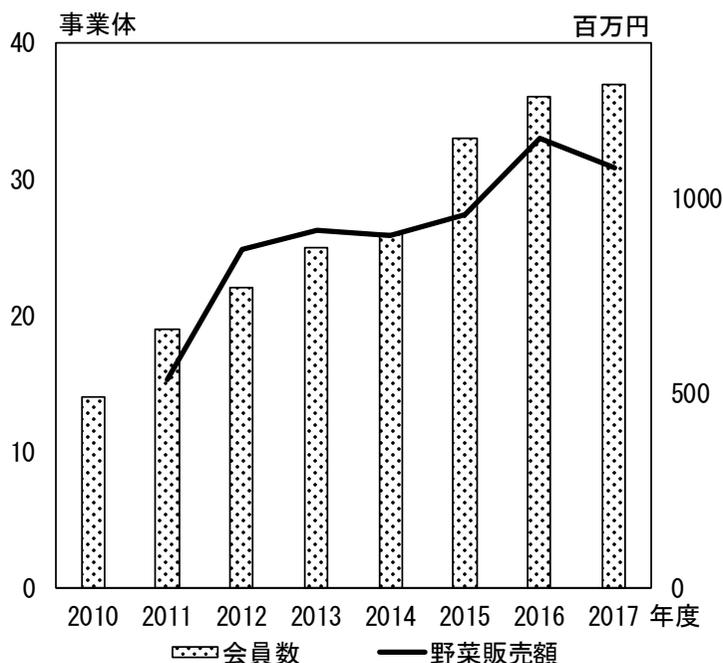


図7 「にじの会」の会員数および野菜類とイモ類の販売額の推移

(そ鹿児島農業協同組合資料により作成)

農協と鹿児島県経済農業協同組合連合会（以下、経済連とする）は「にじの会」の会員の支援を充実させている。農協は営農担当1名と販売担当1名を選任担当者として配置し、この専任担当者が会員を巡回して個々の意見や要望を聞いて対応している。また、野菜生産法人は農業未経験者を多く雇用しているため、農協が会員の職員向けに生産技術の研修をしている。購買事業と販売事業では農協と経済連の職員が会員に対して個別検討会を実施している。このうち購買事業では農協と経済連が肥料や農薬等の生産資材を会員に割引価格で提供している。一方、販売事業では農協と経済連が会員に販売先と契約量、契約単価を提案し、会員はこれに基づいて取引をしている。しかし、農協と経済連の手数料は非会員の組合員と同等である。また、生産量の過剰分と不足分が生じた時にも、農協と経済連が契約取引量と契約金額を調整している。さらに、規格外品は農協を通じて飲食店と取引されている。

つぎに、「にじの会」は野菜生産法人やそれを目指す農家に対して、どのような役割を担っているのかを、2017年度の野菜販売実績から検討する（表10）。農協は主にゴボウとダイコン、キャベツ、ハクサイを「にじの会」の会員と契約取引している。このうちゴボウとダイコン、ハクサイの出荷量の80%から90%は九州地方から関西地方にかけての卸売市場で買付集荷されている⁹。これらの品目は農協との契約単価に基づき取引されている。契約単価は卸売市場の買付価格

9 買付集荷とは、卸売業者が出荷者との間で値段を決めて農産物を買収することである。

表 10 「にじの会」の野菜取引実績（2017 年度）

	会員数	契約 単価 (円/kg)	数量(t)	金額 (千円)	主要 取引先	卸売市場価格(円/kg)			
						近畿地方		九州地方	
						全国 産地	県内 産地	全国 産地	県内 産地
ゴボウ	18	273	741	201,992	卸売市場	258	453	259	260
ダイコン	12	68	3,153	214,242	卸売市場	89	75	78	76
キャベツ	8	40	905	36,334	加工業者	97	105	88	87
ハクサイ	5	60	4,367	260,969	卸売市場	95	91	80	77

(2017 年度そお鹿児島農業協同組合資料および 2017 年青果物卸売市場調査により作成)

と同額であるため、その単価を近畿地方と九州地方の卸売市場の取引価格と比較すると、同等または前者の方が低価格である。また、キャベツの出荷量の 80% から 90% は県外の加工業者に販売されているが、この契約単価も卸売市場での取引価格よりも低い。しかし、農協の共同販売で野菜を卸売市場に出荷する場合には、その年の気象条件によって価格が暴落するおそれもある。これに対して、「にじの会」の会員は市場価格に左右されずに、事前に決められた契約単価で取引できるため、年間の売上を見積もることができ、経営計画を立てやすい。このため野菜生産法人やそれを目指す農家は「にじの会」に入会することで、ここを出荷量調整先の一つと位置付けて、計画的に経営規模を拡大できる。

V おわりに

本研究では鹿児島県大崎町の小規模野菜産地を事例として、農家が設立した野菜生産法人がどのように経営規模を拡大し、取引先を変化させることで、供給量を調整しているのかを明らかにした。大崎町では畑地かんがい事業を契機として、2000 年以降に農家が経営規模を拡大させて野菜生産へと転換し、野菜生産法人を設立している。野菜生産法人は町内または隣接市町からの農業未経験者や外国人の技能実習生を雇用しているが、組織体制を整備して指示系統を確立しているため、職員は農作業に従事できる。このため野菜生産法人は農家からの農地を借り入れて経営規模を拡大している。

野菜生産法人の経営者は就農当初には農協や産地仲買人を中心に農産物を出荷していたが、農業法人化後には仲卸業者や商社、小売店、加工業者との契約取引量の割合を増加させている。しかし、野菜生産法人は各品目を加工業者または農協に全量を出荷するか、これらの取引先を必ず組み合わせで出荷して、生産量の過剰分と不足分、規格外品の全てに対応している。一方、農協も農業法人と農業法人化を目指す農家に対して、生産技術研修や購買事業、販売事業等の支援を充実させている。とくに、販売事業では会員は市場価格に左右されずに、事前に決めら

れた契約単価で取引できるため、野菜生産法人は農協を出荷量調整先の一つと位置付けて、計画的に経営規模を拡大している。

以上のことから、小規模野菜産地では野菜生産法人は農家との関係性を高めて農地を確保しているが、労働力の確保の面では農家との関係性を低下させている。また、供給量調整の面では野菜生産法人は経営規模を拡大して契約取引量を増加させているが、産地内に野菜生産農家および集出荷組織が少ないため、加工業者との契約取引の割合を増加させることで供給量を調整している。一方、野菜産地では既存の集出荷組織への出荷形態からの離脱は進行しているものの、農協は農業法人と農業法人化を目指す農家に対して支援を強化しており、野菜生産法人も農協の支援を受けている。すなわち、大崎町のような小規模野菜産地では野菜生産法人は加工業者との契約取引を活用して供給量を調整し、農協の支援を受けることによって存立している。

謝辞

本研究を進めるにあたって、大崎町役場とおお鹿児島農業協同組合、農業法人の皆様には聞き取り調査と資料提供にご協力いただきました。以上、記してお礼申し上げます。なお、本研究の骨子は2018年度人文地理学会大会（於：奈良大学）において発表したものであり、JSPS科研費JP17K03266（研究課題：輸入農産物影響下における野菜生産法人の増加と産地再編成）の助成を受けたものである。

参考文献

- 荒木一視 2006. 高度経済成長期以降における生鮮野菜産地の盛衰：polarization概念の適用. 地理科学 61(1)：1-21.
- 石田一喜 2011. 企業参入が地域農業に与える影響. 農業研究 24：227-259.
- 磯田 健・西 和盛 2014. 企業の参入による地域農業の維持・再生. 食農資源経済論集 65(1):13-20.
- 市川康夫 2011. 中山間農業地域における広域的地域営農の存立形態－長野県飯島町を事例に－. 地理学評論 84(4)：324-344.
- 大崎町史編集委員会 1975. 『大崎町史』曾於郡大崎町役場.
- 大竹伸郎 2008. 砺波平野における農業生産法人の展開と地域農業の再編. 地理学評論 81(8)：615-637.
- 大野備美・納口るり子 2013. 小売業の農業参入事例分析－大手小売2社の比較－. 農業経営研究 51(3)：79-84.
- 岡田 登 2016. 日本における野菜生産組織の分布特性. 地球環境研究 18：87-96.
- 岡田 登 2017. 鹿児島県指宿市における農業法人設立と野菜産地の変容. 日本地理学会春季学術大会要旨集.
- 岡田 登 2018. 鹿児島県沖永良部島における野菜生産法人の設立と取引先の変化. 研究年報

49 : 23-36.

小田滋晃・長命洋祐・川崎訓昭・長谷 祐 2013. 次世代を担う農企業戦略論研究の課題と展望. 生物資源経済研究 18 : 43-60.

小野沢康晴 2004. 野菜流通における契約出荷と市場出荷. 農林金融 10 : 584-603.

甲斐 諭 2013. 大規模雇用型野菜生産の成立条件. 中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要 45 : 85-93.

木村彰利 2000. 青果物仲卸業者の多角的経営展開に関する一考察—大阪市中央卸売市場東部市場を事例として—. 農政経済研究 22 : 45-54.

小柴有理江 2013. 大規模組織経営体による農地集積の進展と経営展開—富山県砺波市を事例として—. 地域政策研究 15(3) : 79-94.

五條陽子 1997. 稲作生産組織の成立と地域的展開—石川県松任市を例に—. 人文地理 49(1) : 32-46.

後藤拓也 2015. 企業による農業参入の展開とその地域的影響—大分県を事例に—. 経済地理学年報 61(1) : 51-70.

後藤拓也 2016. 食品企業による生鮮トマト栽培への参入とその地域的影響—カゴメ(株)による高知県三原村への進出を事例に—. 地理学評論 89(4) : 145-165.

齋藤 修 2009. 農商工連携における食品・関連企業と農業の提携条件. 農業および園芸 84(9) : 875-883.

齋藤文信・清野誠喜 2013. フードサービス業による農業参入に関する一考察—ローカルチェーンを対象に—. 農林業問題研究 49(1) : 148-153.

坂爪浩史 1999. 『現代の青果物流通—大規模小売企業による流通再編の構造と論理—』筑波書房.
清水和明 2013. 水稲作地域における集落営農組織の展開とその意義—新潟県上越市三和区を事例に—. 人文地理 65(4) : 20-39.

新開章司 2014. 企業の農業参入の成立条件と地域農業への影響. 食農資源経済論集 65(1) : 35-42.

菅原 優・根津基和 2008. 北海道の条件不利地域における農業生産法人の展開—網走支庁津別町における組織的対応を事例として—. 農業経営研究 46(2) : 73-78.

高橋正郎編 2001. 『野菜のフードシステム—加工品需要の増加に伴う構造変動—』農林統計協会.
多田ひかり・長野宇規・小寺昭彦 2011. 農業参入企業の持続的経営と地域貢献の関係. 農村計画学会誌 30 : 231-236.

田林 明・菊地俊夫 2016. 北陸地方における農業の存続・成長戦略. E-journal GEO11(2) : 425-447.

徳田博美 2011. 企業の農業参入と地域農業との関係に関する一考察—長崎県五島市のD社関連法人・Iファームの参入を事例として—. 農林業問題研究 47(1) : 144-149.

徳田博美 2012. 米国カリフォルニア州における大規模野菜経営の特質. 農林業問題研究 48(1) :

151-156.

長尾正克 2005. 北海道における農業生産法人の展開過程と現段階的性格. 経済と経営 35(2) : 169-184.

西 瑠也・南石晃明・長命洋佑・緒方裕太 2018. 農業法人経営の経営規模と収益性:全国アンケート調査多年次分析. 九州大学大学院農学研究院学芸雑誌 73(1) : 9-16.

納口のり子 2001. 農業生産法人の垂直的多角化と販売組織. 農業経営研究 39(1) : 59-64.

藤島廣二 2015. 茨城中央園芸農業協同組合の業務用野菜マーケティング. 東京農大農学集報 60(1) : 1-9.

細川允史 1993. 『変貌する青果物卸売市場—現代卸売市場体系論—』筑波書房.

松尾忠直 2011. 茨城県つくば市における生シイタケ原木栽培農家の企業化—矢田部地区NK社を事例として—. 地域研究 51(1・2) : 1-13.

室屋有宏 2015. なぜ企業の農業参入は増加傾向が続くのか—地域にみる参入の構造と特徴—. 農林金融 68(5) : 286-301.